

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の
署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会会議録

令和6年2月20日 午前10時00分 開 会

出席委員

委員長	矢口龍人
副委員長	櫻井繁行
委員	佐藤文雄
委員	岡崎勉
委員	来栖丈治
委員	設楽健夫
委員	小倉博一
委員	櫻井健一
委員	鈴木貞行
委員	服部栄一
委員	石澤正広
委員	鈴木木更司
委員	塚本直樹
委員	井出有史

欠席委員

なし

証人

関係人 久松公生

出席説明者

なし

出席書記名

議会事務局	局長	金子俊文
	局長補佐	谷中博文
	係長	折本尚充

議 事 日 程

令和6年2月20日（火曜日）午前10時00分 開 会

1. 開 会
2. 事 件
 - (1) 久松公生証人への証人喚問
 - (2) 前回までの調査結果報告書（案）について
 - (3) その他
3. 閉 会

開 会 午前10時00分

○矢口龍人委員長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は14名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまより「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会を開会いたします。

あらかじめご報告申し上げます。

本日の会議には傍聴の申出がございますので、申出のとおり傍聴を許可いたしましたので、ご報告申し上げます。

これより傍聴人の入室を認めます。

ここで暫時休憩といたします。 [午前10時00分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午前10時01分]

初めに、書記を指名します。議会事務局、折本係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりでございます。

それでは、早速本日の日程事項に入ります。

はじめに、(1)久松公生証人への証人尋問を行います。

それでは、ここで証人尋問の進め方について申し上げます。

まず、私のほうから主尋問を行います。その後、各委員から補足尋問及び関連尋問を行います。尋問の時間は、運営要領におきまして1時間から2時間程度とされておりますことから、各委員からの関連尋問は10分程度を目安に行っていただきたいと思っております。

ただし、私からの主尋問及び各委員からの補足尋問において予定以上に時間を要した場合は、各委員からの関連尋問の時間を調整させていただくこともありますので、ご了承願います。

それでは、証人の入室のため、暫時休憩といたします。 [午前10時03分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午前10時03分]

久松公生証人におかれましては、本日はお忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本委員会の調査のために、ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があります。また、これに基づき民事訴訟法の

証人尋問に関する規定が準用されることとなっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。証言が、証人または証人の配偶者、4親等以内の血族もしくは3親等以内の姻族関係があり、またはあつた者、証人の後見人または証人の被後見人が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれがある、または名誉を害する事項に関するとき。医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあつた者がその職務上知った事実で黙すべきものについて尋問を受けるとき。技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨、申出をお願いいたします。

もし、これらの理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに証人に証言を求める場合は、宣誓をさせなければならないことになっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。証人または証人の配偶者、4親等以内の血族もしくは3親等以内の姻族の関係にあり、またはあつた者、証人の後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項につき、尋問を受けるときは宣誓を拒むことができます。それ以外に拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知いただきたいと存じます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴人及び報道関係者を含め、全員ご起立をお願いいたします。

○久松公生証人

宣誓書。良心に従って事実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。

令和6年2月20日。久松公生。

○矢口龍人委員長

それでは、証人は宣誓書に署名をお願いいたします。

[証人署名]

○矢口龍人委員長

それでは、皆さんお座りいただいて結構です。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求める範囲を超えないこと、発言の際にはその都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

なお、証言の際は着席のままご発言いただいて結構です。できるだけ結論からご発言いただき、また、ゆっくりと端的にお願いをいたします。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構でございます。

なお、各委員に申し上げます。

本日は事前に証人に通知いたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものでございます。尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

これより久松公生証人から証言を求めます。

最初に私、委員長から主要な事項をお尋ねし、次に、各委員から補足事項並びに関連事項についてのご発言をお願いすることといたします。

では初めに、人定尋問を行います。

まず、あなたは久松公生さんですか。

○久松公生証人

はい、そうです。

○矢口龍人委員長

次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいております確認事項記入票のとおり間違いございませんか。

○久松公生証人

間違いございません。

○矢口龍人委員長

私たち委員は事実を明らかにすることを念頭に尋問をさせていただきます。

久松公生証人は、事実を率直に述べていただければ結構です。知らないことは知らないと正直に答えていただければ結構です。

それでは、最初に主尋問を行うところですが、今回は共通事項となる質問事項がなかったことから、私からの主尋問は、なしといたします。

次に、補足尋問を各委員からお願いいたしたいと思います。

まず最初に、鈴木更司委員、お願いします。

○鈴木更司委員

鈴木更司です。よろしくお願いします。

5点お伺いいたします。

1つ目です。何筆の署名を募ったか把握されていますでしょうか。

○久松公生証人

今の質問ですが、確認させてください。私が募ったと申しますか、集めた数という理解でよろしいのでしょうか。

○鈴木更司委員

おっしゃるとおりです。久松議員の集めた署名の数をお伺いしています。

○久松公生証人

私の集めた数、正確な数は分かりませんが、最初の提出時には3,000人ぐらいの名前があったのかと思います。

また、それより後の追加で提出されたと思うんですが、そこも定かではないんですが、300人弱ぐらいはあったのかと思います。

○鈴木更司委員

ありがとうございます。

それでは、2つ目ですね。何名の方が署名運動を行いましたか。

○久松公生証人

署名運動というその言葉が正しいかどうか分かりませんが、約100人ぐらいの方には声かけをさせていただきました。

○鈴木更司委員

ありがとうございます。

署名簿について控えは持っていらっしゃるでしょうか。

○久松公生証人

ありません。

○鈴木更司委員

ないということですので、4番の質問は割愛させていただきます。

最後ですね、代筆、代書について問題はないと考えていらっしゃいますか。

○久松公生証人

署名に関しましては、本人の同意があれば代筆は問題ないと考えております。

○鈴木更司委員

ありがとうございました。

○矢口龍人委員長

次に、②櫻井繁行副委員長。

○櫻井繁行副委員長

お疲れさまです。

僕から2点ほど、補足尋問という形でさせていただきたいんですけども、まず、今回の署名活動において、市民の名前を勝手にというか、許可なく書くという偽造等の不正行為を証人は行ったのかを確認させてください。

○久松公生証人

そのようなことはありません。

○櫻井繁行委員

次に、今回の署名活動において何らかの不正行為というものがあったというふうに認識というか、思っているでしょうか、それを確認させてください。

○久松公生証人

そのようなことはないと思っております。

○矢口龍人委員長

次に、3番目、佐藤文雄委員。

○佐藤文雄委員

それでは、私、佐藤文雄です。

私が緊急質問をしたんですね。令和5年第2回定例会、6月12日です。そのときに宮嶋市長は、市議会議員から署名を勧められたが、断ったという方がおり、勝手に名前が使われた。その議員に確認するとおっしゃって、お電話をされたそうだが、その方は、議員さんから自分で署名したことにして欲しいとお願いされた。その議員は久松公生議員と答弁しておりますが、それは事実ですか。

○久松公生証人

そのようなことはありません。

○佐藤文雄委員

ということは、緊急質問で……

○矢口龍人委員長

佐藤委員、順番でやってください。それは後からまたお願いします。

○佐藤文雄委員

それでは、要望書提出者である田代代表は、要望書の署名活動は全てにおいて久松議員に相談していたと証言していますが、事実でしょうか。

○久松公生証人

全てかどうかは分かりませんが、相談はされてきました。

○矢口龍人委員長

次に、関連質問を各委員からお願いしたいと思います。

挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

今、私の緊急質問に答えた宮嶋市長の発言を否定されました。ということは、逆に宮嶋市長がうそをついてると考えてますか。

○久松公生証人

それは分かりません。

○佐藤文雄委員

でも、今これを否定なさったわけでしょう。久松公生議員だと言ったわけですよ。だったら逆に宮嶋市長を訴えるぐらいの問題なんじゃないですか。分からないで済ませられないと思うんですが、いかがでしょうか。

○久松公生証人

私はそういうことがないことですので、分かりませんと答えました。

○佐藤文雄委員

答えになってません。ちゃんと答えてください。

○久松公生証人

もう一度言ってもらっていいですか。

○佐藤文雄委員

宮嶋市長がうそを言っているんじゃないか。それは分かりませんと言いました。でも、これは重要な問題ですよ。これがきっかけで百条委員会が立ち上がったわけですよ。宮嶋市長をこれは逆に訴えることも必要なんじゃないでしょうか、あなたの名誉のために。

○久松公生証人

そのようなことも考えられます。

○佐藤文雄委員

そのようなことも考えられるということは、この問題については偽造はなかったと。私はそれは知らない。ですから、今回はこの問題についての訴えというか、逆に名誉毀損かどうか分かりませんが、そういうことについては考えているという理解でよろしいですか。

○久松公生証人

はい、そのとおりです。

○佐藤文雄委員

田代代表があらゆる面に関わっている証言をしているんですね。その1つに山形弁護士の話が出ました。山形弁護士の紹介は久松公生議員が行ったんですか。

○久松公生証人

意味の確認ですが、田代さんに私が紹介したという質問でよろしいでしょうか。

○佐藤文雄委員

そうです。

○久松公生証人

私が紹介をしました。

○佐藤文雄委員

紹介したのは山形弁護士でよろしいですか。

○久松公生証人

久松さんに弁護士さんを紹介してほしいということでしたので、私の知っています山形弁護士さんを紹介しました。

○佐藤文雄委員

山形弁護士と久松議員の関係はどのような関係でしょうか。

○久松公生証人

私も弁護士さんを探しているときに紹介された議員であるからです。

○佐藤文雄委員

弁護士。

○久松公生証人

はい、自分の弁護士を探しているときに紹介されたのが山形弁護士です。

○佐藤文雄委員

自分の弁護士を探しているときに紹介されたのが山形弁護士だということは、山形弁護士は久松議員のいわゆる顧問弁護士に相当する方と理解してよろしいですか。

○久松公生証人

顧問弁護士契約等はしていませんが、いつでも相談していいという弁護士であります。

○佐藤文雄委員

顧問弁護士などという、そういう意味では常に相談をしている弁護士だという理解でよろしいですね。

○久松公生証人

いや、今の答えを聞こえてませんでしたか。顧問弁護士ではありませんがと言いました。

○佐藤文雄委員

いや、顧問弁護士ではないというのは今聞きました。でも、常日頃弁護士として相談をしている方ですということなんですけれども、いかがですか。

○久松公生証人

そのとおりです。

○佐藤文雄委員

田代さんは、久松議員に紹介されたのが山形弁護士だということなんですけど、意見書を出しているんですね、山形弁護士が。その意見書についてあなたが費用を払ったんですかと言ったら、私が払いましたというふうに言ったんですね。その費用は幾らかというと5万5000円なんです。通常ご相談をしているときに、そういう支払いなんかは、物件によって違うんでしょうけれども、その都度支払いをしているんでしょうか。

○久松公生証人

いろんなケースがありますが、山形弁護士にはある一定の期間とといいますか、回数とといいますか、決まってはいませんが、請求が来たときにお支払いをしているということです。

○佐藤文雄委員

一定の期間と言いましたよね。一定の期間というのはどういうことですか。つまり何か事件が起きて、その事件が起きたことの最終的な結論までの一定期間なんではないでしょうか。その一定期間を教えてください。

○久松公生証人

相談をしたときの一定期間です。

○佐藤文雄委員

相談したときに一定期間というのはどういう意味ですか。一定期間を教えてください。

○久松公生証人

相談したときに返事もらった。また相談したと、ある程度その内容を相談したものを、はい、分かりましたという、仮に2回とか3回とか、そういった意味で、そういうのをひっくるめて一定期間と解釈していただければいいかと思います。

○佐藤文雄委員

相談をした。それに対して回答が返ってきた。回答についていろいろ意見を言って、その分を文書でもらう。またそれについて相手側との交渉をする。そういう1つの交渉物件が最終的に解決するまでの一定期間と理解するんですが、それでよろしいですか。

○久松公生証人

そのとおりです。

○佐藤文雄委員

通常、弁護士会では、顧問弁護士に依頼した場合に、意見書等の作成については大体相場が5万5000円だそうです。そういうことがあるんですが、田代さんもその5万5000円を払ったと言うんですね。久松議員もそういう意見書とか、そういう面についても、ここで明らかにしなくてもよろしいですが、大体そういう意見書なんかをつくる時にはどれぐらいの支払いをやっているか覚えていらっしゃいますか。

○久松公生証人

自分自身意見書等を求めたことがありませんので、お支払いしたこともないし、相場も分かりません。

○佐藤文雄委員

相談料はどのぐらいですか。

○久松公生証人

1時間、1万1000円です。

○佐藤文雄委員

時間給で払っているという理解でよろしいですね。

○久松公生証人

そのとおりです。

○佐藤文雄委員

それでは、別な質問です。田代氏が集めたのが当初は4,700名なんですね。そうしたら、一番集めた方は久松議員だというふうに言ったんですよ。そのときの数字が3,000名、これは間違いないですね。

○久松公生証人

はい、間違いありません。

○佐藤文雄委員

それで、宮嶋市長が私の緊急質問にこういうふうに答えているんですよ。正式に筆跡鑑定などをしたわけではないんですが、ということで正確とは言えないかもしれませんが、ざっと数を当たったところ、

同じ筆跡で名前を書き連ねたようなものの署名などが、いわゆる本人によらない署名、これが2,000筆以上ありましたと答弁しているんですよ。これについてはどう思われますか。

○久松公生証人

その本人によらないものというのは、憶測といいますか、私が思うには家族の方が書いたとか、そういうことがあって、「ㇿ」とか、あとは同じ名字というんですか、それがあったとか、そういうことなんじゃないかと思います。

○佐藤文雄委員

つまり筆跡鑑定したわけじゃないというふうに言っているんですが、今、久松議員がおっしゃったように、家族、そこに「ㇿ」というような形でやっているということが約2,000筆ほどあったというふうな理解をしておりますか。現物を久松議員は見えていらっしゃると思うんですよ。いかがですか。

○久松公生証人

2,000人という数が全然分からないんですが、私が提出させていただいた中にも名字が一緒だった家族と思われるような署名はありました。

○佐藤文雄委員

その数字は把握しないで、合計3,000名を田代代表に渡したという理解でよろしいですか。

○久松公生証人

はい。

○佐藤文雄委員

それから、参考人招致をしたんですよ。つまり断ったけれども、署名がなされてたという事実はあるんですね、この前の参考人質疑で。これについてはどのように思われますか。

○久松公生証人

その参考人が誰だかちょっと私は分からないんですが、議事録等をちょっと拝見したところ、分からない人です。

○佐藤文雄委員

いや、そうじゃなくて、断ったのに署名が書かれていたという事実があるんですよ。その方が証言してますからね。それについてどう思われますかと言っているんです。

○久松公生証人

そのような事実はありません。もう一度お願いします。

○佐藤文雄委員

いいですか。参考人が、私は断ったのに書かれてたというふうに言っているんですよ。ですから、それについてどう思われますか。そのときに、その参考人の方は久松議員の名前も挙げているんですよ。ですから、そのことを聞いているんです。

○久松公生証人

今のだとちょっと分かりません。もう一度よろしいでしょうか。

○佐藤文雄委員

参考人が断ったのに、名前を書かれてたと。これについてどう思われますかというのがまず質問なんです。

○久松公生証人

その人は誰か分かりませんが、私が集めた中にはそういう人はいません。

○佐藤文雄委員

そういう事実があったんですけれども、そういう証言があったんですね。それについてどう思われますかと聞いているんです。

○久松公生証人

私に分かる範疇のことではありません。

○佐藤文雄委員

実際にはその証人の方が名前が書かれてたということで、非常に憤慨しているんですね。それも夏前に来たというふうにおっしゃっているわけです。ですから、久松議員が署名活動をやっている時期にそういった事態があったという事実はあると思うんですが、それについても分からないということですか。

○久松公生証人

佐藤委員の質問の仕方がちょっとあれなんですけど、確認したいです。その人が書いてあったということに対してどう思いますかということでもよろしいんですか。それで、もう一度お願いします。

○佐藤文雄委員

いいですか。本人は夏前に来たということのはっきり言っているんですね。つまり、久松議員が署名活動をやっている時期に訪問を受けたというふうに言っているんで、いかがですかと聞いたんですが、記憶がございませんか。

○久松公生証人

いや、ちょっともう一度言いますけれども、私が署名活動で夏前にその人のところに行ったということなんでしょうか。それで、そういう認識でよろしいんでしょうか、確認させてください。

○佐藤文雄委員

その人というのは分かりませんから、別にいいですよ。ただ、そういう証言があったんですよ。夏前にそういう署名。それが久松議員ともう1人の方が来られた。記憶は定かでないけれども、というふうに言ったんですが、そういうことですから署名活動の時期にそういうことがあったという証言をなさっているから、いわゆる偽造という事実はこの署名活動の中にあったということは事実なんですよ。それについてどう思いますか。

○久松公生証人

ちょっと、質問のあれが分からないんですが、偽造があったっていうと、そう言っているのであれば、誰かしらがそれは書いたのかもしれないんですが、私の知り得るところではありません。

○櫻井健一委員

すみません。今の関連なんですけれども、ある人のところに2名で訪れて、そのうちの1名が久松議員であったという認識がありました。その人は自分で明確な意見をお持ちだったので、久松さんの言っているような署名には賛同できませんということでお断りをした、ということらしいんですけれども、そのお断りをした後に自分の名前があったということで、ここで証言をしてくれたんだと思うんですね。そういったときに断った人に対して勝手に名前を書いってしまったということが自分では記憶であるんでしょうか。

○久松公生証人

ありません。

○櫻井健一委員

ということであれば、今署名運動に携わる100名ぐらいにお声をかけた人の中で、誰かしらがその解釈を間違って書いてしまったというようなことが起こったという解釈でいいんですか。

○久松公生証人

それは分かりませんね。

○設楽健夫委員

今の質疑の中で、そういう本人が断ったにも関わらず、署名を提出された。先ほどもこの質問がありましたけれども、この百条委員会で問題になっている間違っただ事柄があったのかということについては、ありませんという答えをしたと。それとは全く違うのね。参考人からそういう偽造と思われる署名が現実に存在したと。最終的にはその会議録の中にその署名について筆跡調査をしてくださいという話をされていたんですね。ということは、先ほど久松議員がこの署名活動の中で問題はなかったということの一角が崩れているんです、既に。間違いがあったということ。そのことに対して久松議員も責任があるんじゃないですか。あるいは久松議員はこの事態に対してどういう基本的な判断をしますか。それが間違っているのか、あってはならないことなのかという質問なんです。

○久松公生証人

署名偽造とかそういうことはあってはいけないことはもちろん分かっています。ただ、その今言われた方の書かれているという人の話ですが、私の知り合いのところでは誰が書いたかは分かりませんし、誰がそこに行ったかも分かりません。偽造はあってはならないという認識はあります。よろしいでしょうか。

○設楽健夫委員

それで、2,000筆以上で先ほど本人によらないものがあったという市長答弁があったと。その中で田代代表も発言している内容でもあるんですが、久松議員は先ほど同意があれば代筆は問題なしという答弁をされましたよね。私は、これは代筆の場合は代筆者の名前を書かなければならない。基本的には本人署名が基本原則であるという考え方を持っているんですよ。そこには大きな意見の相違があるんですね。田代代表はどういう発言をしていたのかといえば、家族署名はしようがないんじゃないか、という発言をしていたんです。でも、久松議員の、同意があれば代筆は可能なんだということは、これは大きな争点になると思うんですね。いかがですか。

○久松公生証人

本人の同意があればということは家族での同意がありますし、仮に知人だとしても同意という面では同じかと思うんで、そういう理解でいます。

○設楽健夫委員

この点は重要な意味があるんですよ。なぜかと言えば同意があったと。例えば署名運動を進めるときに、いいですか、いいですよ。そのエビデンスはどこに残るんですか。その人が同意したというエビデンスがどこに残るか。

○久松公生証人

それはその人に聞いてみないと分かりません、と思います。

○設楽健夫委員

その意味では、この判断はある意味で2,000名の同一人物による署名が存在した。一方で、田代さんは家族の署名であれば、それは偽造とは思っていませんという証言があった。久松議員は一步踏み込んで、同意があれば代筆署名は可能なんだと。これは大きな違いがあるんですよ。一步踏み込んでますから。

○久松公生証人

大きな違いがあるという認識はありません。一步踏み込んだという、そういうこともありません。

○設楽健夫委員

一般的に署名をするときに同意があれば署名はできるんだ、ということが通った場合には、例えば様々

な公文書だとかそういうものを含めたときに、代筆者というのは必ず記載するんですよ。エビデンスを残す。そういう意味では、今回のこの百条委員会の中で、政治活動を進めていく上で、あつてはならないものということで百条委員会が立ち上がったんです。そういう意味では疑念が残るような、そういう行為は議員としては慎まなければならないんですよ。どう思いますか。

○久松公生証人

まず1つ目に、署名は本人同意があれば大丈夫と私は言いましたが、それは御存じでしょうけれども、直接請求とか、そういったものに関しては、それはできませんというのは私も分かっています。ただ、今後のことでどう思いますかという設楽委員の質問ですが、確かに要望書を集める際に本人以外は認めませんとか、そういったことは自分は発してはいないので、そこには触れてないので、そういうことでそういうふうなことが起きたというのが1つになるのかなというのは思うところです。

○設楽健夫委員

今、議員からありましたけれども、今回のこの百条委員会が立ち上がったときの発火点は2,000人の同一署名があったと。もう一つは、断ったんだけれども、署名をしたことにしてくれという話があったと。それは誰ですかと言ったときに久松議員だという答弁があったと。それは大変だということで、百条委員会が立ち上がって、そして、その問題点の真偽を確かめるために委員会は開かれているんですね。その過程の中で、今話された内容というのは、ここで田代代表と久松議員との中の大きな問題点というのは、同意があれば署名はできるんだ、だからそういうものが発生したんだというふうにも取れるんですよ。2,000名の同一署名、それはいかがですか。

○久松公生証人

そのように取れると設楽委員はおっしゃいましたが、私はそこまで深くは考えていませんでした。

○設楽健夫委員

百条委員会としてはこの判断については、例えば司直に委ねるとか、そういうことも含めて、その判断は仰がなければならないと私は思うんですね、これは。そこでは署名活動はかくあるべきということをしきりとやっぱりしていく必要がありますから、と思うんですけれども。それは久松議員はどう思いますか。

○久松公生証人

要望書を集めて提出しただけだったのかもしれませんが、そういうご指摘があつて、今後の要望書等には、いろいろな注意点を含めて要望書の活動をしなくちゃいけないというのは改めて分かったところの1つだと思っています。

○設楽健夫委員

それで、百条委員会としては、さあ大変だと。緊急質問の後、百条委員会が立ち上がった。じゃ、その真実がどうであったのかを確かめていこうとした矢先に署名簿が取り下げられたんです。調べる術がなくなった。田代さんはコピーはあつた。でも、コピーはしたんだけれども、データはもう再現できないということになって、その証言ができなくなってしまった。ただ、唯一あるのが、1か所もう一つあるんです。唯一といっても田代氏が言うスキャンでコピーした場合にはどこまでデータが残っているのかというところまでの捜査権は、百条委員会はそこまでは恐らく踏み込みませんから。これが何らかの形で捜査機関が入った場合には、そういうことはあり得ると思いますけれど、もう一つは、行政のほうでコピーを持っているということになるんですね。そうすると、今までこの市長の発言あるいは久松議員が言っている本人の同意があれば署名はできるんだということを含めて検証できる術は1つだけあるんですね。それはある意味では司直に委ねるということになるんですが、久松議員、どう思いますか。

最後の手段としては、行政の中にある署名のコピーがあるんですね。それで調べていくことはできる。でも、百条委員会はそこまでは入っていけない。とするならば、そういうものに委ねるということでもよろしいですか。

○久松公生証人

質問の、どういう、最後、もう1回、何を私に求めるのか端的にちょっとお願いしたいんですが。

○設楽健夫委員

百条委員会は出しなさいという強制捜査権はないんですよ、そこまでは。出してくださいなんです。田代さんにも、ありますか。破棄しました。データは取りました。データが壊れました。じゃ、そのときに使ったスキャンしたシステムだとか、そういうものについて百条委員会が入っていけるかといったら、そこまでは入っていけないんですよ。そうなってくると、その真偽を、真実を確かめていくための署名なら署名のコピーの写しとか、あるいはデータをコピーしたときのハードディスクとか、ということを含めて検証していく権限は、これはもうある意味では司直、捜査権があるところに委ねていく以外に手がなくなってきているんですよ、今。そういうことについて、そういう局面にあるということについて久松証人はどう思いますか。

○久松公生証人

私はどう思いますかと言われても、別に何ともそれは答えようがないんですが、委員会なりによく今までのことを考慮して、委員会的に何かをまとめてもらって進めるしかないのかなと思います、私がどうのこうのというのはありません。

○佐藤文雄委員

今、宮嶋市長に対して訴えるかもしれないということの発言がありました。ところが、緊急質問があった後に百条委員会が立ち上がったんですね。でも、立ち上がった後に取り下げたんですよ。田代さんがその署名を取り下げたんですが、これは久松議員には相談しなかったんですか。

○久松公生証人

相談ということはありませんでした。

○佐藤文雄委員

3,000名プラス300名、3,300名ですよ。5,000名のうち圧倒的に久松議員が集めたわけでしょう。それを相談もしないで取り下げるといふのについてはどう思いますか。

○久松公生証人

その取り下げるといふ報告のときに、理由といひますか、詳しくは覚えてませんが、要望書を提出したのに市の対応が、手紙が出たとか何とかで、と言って要望書を認めてくれなかったとか、そういった理由は言っていましたけれども、あと、百条委員会が設置されとかというのも言っていましたね。ただ、その中でこれ以上いろんな人を巻き込みたくないとか、そんな理由で取り下げますというふうな理由を私に説明して、そういう明日取り下げます。たしか明日だと思った。明日取り下げますというふうな報告は受けただけです。

○佐藤文雄委員

相談されたんじゃないですか、それを。それを相談と言うんですよ。

それは報告じゃないですよ。それは相談ですよ。そして、その次に、その翌日に取り下げたというわけでしょう。だから相談されたんじゃないですか。そのときに、ああ、そうですかと。だって5,000名のうちの3,300名ですよ。それを簡単に取り下げた。その中に百条委員会のこともあるということも今付け加えて言いましたよね。つまり百条委員会が立ち上がったから取り下げるといふことでその報告を受け

たと言うけれども、それは終わった後じゃないでしょう。その前でしょう。取り下げる前は相談をされたということになるんですよ。いかがですか。

○久松公生証人

いや、明日取り下げますということで、そういう内容を言われただけです、相談という理解では私はなかったんですね。それだけです。

○佐藤文雄委員

見解の相違かもしれませんが、これは間違いなく相談なんです。全て相談をしているんですね。実際にそれは3,300名のうちの署名について処分したと言ったんですよ。代表が。ですから、その代表が3,300名の久松議員が集めたものも処分したと言うんですよ。こんなことあり得ないと思うんですよ、普通。私たちが署名活動をやったとしても。それを代表だからといって、1人の判断でそういう書類を、署名を破棄する、処分するということは、これはおかしいと思うんですが、おかしいとは思いませんか。

○久松公生証人

今の質問に答える前に、先ほども相談したと佐藤委員は押し切りましたけれども、先ほどの質問ですが、相談したと言ってましたけれども、私は相談とは思ってませんので、報告を受けただけです。

今の質問に関しては、代表が田代さんであって、田代さんから私は、協力してくれないかと頼まれただけですので、そこでとやかくといいますか、そういう事態になったのを理解したのは多分田代さんだと思うので、おかしいと思いますかという質問に対してはそうは思えないところです。

○佐藤文雄委員

取り下げるということはかなり重要な問題なんですよ。明日取り下げますからと、それで報告とは言わないですよ。それはあなたと私の認識の違いとしたいと思いますけれども、それが問題なんです、いずれにしても、3,300名の署名を処分するということについてもどう思われますかという質問なんです、それは田代代表が勝手にやっていいと思っているんですか。

○久松公生証人

本人なりにいろいろ考えての決断だと思いますので、もうそれ以上は何もないと思いますね。

○佐藤文雄委員

いや、あなたがどう思いますかということなんですよ。5,000名のうちの3,300名を集めたんです。その中に偽造の問題は抜きにしても、それを取り下げたと。だって偽造という問題がもうそこから出てきているんですよ。これは宮嶋市長が間違っているというふうに、私はそんな記憶はないと、そんなことは言っていないというふうに言ってますからね。それは違うんだろうとは思いますが、そのときに百条委員会が立ち上がったというようないろんな理由をつけて相談しているんで、いずれにしても、その3,300名というのはかなり多いんですよ。だから、それを簡単に田代代表だからといって取下げることについてはおかしいと思うんですが。全然それはおかしくないよ、もう田代さんに預けたから、田代さんの判断でいいよということなんですかという質問なんです。

○久松公生証人

そうは言われても、とても残念なことだと思います。ただ、やはり私も3,000名幾ら募って集めましたけれども、やはりその市の対応ですとか、そういったこの流れの中で、田代代表がそういうふうにして、そう言っているのであれば、それは残念ですが、そこは入って、私が言う権利がないと言ったらおかしいですけども、私は、はい、そうですねという理解で報告を受けました。

○櫻井繁行副委員長

それでは、委員長職を務めます。

○矢口龍人委員長

久松議員とこの要望書に関する内容は、令和5年3月の議会で久松議員が一般質問をやりました、複合施設の件で。それで、久松議員は根拠のない質問をしていたんですけれども、我々は要するに複合施設建設反対でもって1,800名の要望書を市のほうに提出して、それで戦ってきたんですけれども、そういう中で3月に宮嶋市長に変わって、3月の一般質問で久松議員がその根拠のない数を示しながら、市長に要するに計画どおりにやれという質問をしていたんですけれども、それで終わってきて、私と話したときに、久松議員よ、議員は想像の話じゃなくて、ちゃんと一筆一筆、要望書でも何でももらって歩いて、それで汗かいて初めて議員としての仕事なんだよと。だから、友達があそこにつくれと言ってた、知り合いがつくれと言ってたというんじゃないかと、ちゃんとあなたも自分の足で署名やって稼いだらという話をしました。それがこの署名運動のきっかけじゃなかったんですか。

○久松公生証人

きっかけといいますか、そうやって言われたのは覚えています。ですから、自分でこういう話があったので、じゃ、ということで協力しようということでやっただけの話であって、その意見は覚えています。ただ、それがこれのきっかけとなったとかという話ではないと思います。

○矢口龍人委員長

どうしてそういうことを言うんですか。あなた政治家でしょう。どうしてそんなこと言うんですか。政治家なんだから、政治家が、政治やるのはいいんですよ。私は反対しませんよ、署名運動でも何でも。だけれども、何で一般の人になんかなすりつけるんですか。あなたが企画したんでしょう。それで、あなたが先頭に立ってやったんですよ。どうしてそんなこと、こういう席で、そういううそをついちゃいけませんよ。

それで、議会運営委員会の中にその件をお話ししましたよね、覚えているでしょう。私が、久松議員、署名運動始まったんだって。はい、大変なんですよ、矢口さん。選挙のときはイエスカノーかだから簡単だけれども、署名をもらうというのは、その要望書に対する署名をもらうというのは大変な思いなんだというつらいお話もしていましたよね。これは覚えていますか。

○久松公生証人

覚えています。

○矢口龍人委員長

ですから、あなたは政治家なんですよ。政治家が決断して始まったことなんですよ。それで、いろいろ、今度、6月の議会のお話ししますよ。6月の議会で、やはりこの問題で市長に質問していましたね。その内容は、市長は市民の意見を聞く、あなたは聞くということで市長になったんだろうと、5,200の署名が集まっているんだよと、これどうするんだと。5,200名ですよ、7%でしたっけ。何%まで言っていましたよね、市民の何%まで……

[「13%」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

13%、そのぐらいの署名が集まっているんですよと。これ無視するんですかと言って詰め寄っていました。だから、非常に重要なんですよ、この5,200という数字は。私はそういうふうに思いました。

久松議員は、数が欲しいんだという、要するにその数によって市長に迫って、それで何とかその意見を通そうというような思いが非常に伝わってきた。違いますか。

○久松公生証人

今の考えといいますか、今の矢口さんの意見は、矢口さんが思っていることであって、違うと思いま

す。

○櫻井繁行副委員長

端的に質問してあげてください。

○矢口龍人委員長

とにかく政治家として、署名運動やって、それで今言ったような結果、どこへ行ったか分からないとか、自分が集めた3,000名幾つの署名、これも分からないとか、そんな無責任なこと。政治家ですよ、あなたは。その政治家としての思いを聞かせてください。

○久松公生証人

私は、この要望書署名活動というところでは、皆さんもいろいろ今まで委員会でやってきたと思うんですが、市民の代表者がああいうことを計画して考えて、協力してくれないかと相談があったので、じゃ私たちもそういうのは嫌だということで、純粹にそこに協力しただけであります。それが何で今もって、矢口委員長は政治家とか言っているのか分からないですが、私は同じ議員として、説明をさせてもらって賛同いただいた方からもらっただけの話です。

○矢口龍人委員長

いや、署名運動は大いに結構なことと私思いますよ、政治活動として。ただ、その中に偽造があった。実際に偽造があったことは証明されているんで、それに対してね、久松議員は責任感じませんか。

○久松公生証人

責任感じませんかというような、私が集めたので、私が直接集まったとか、私が知っている人とか、そういうのが分かっているれば、もちろんそれはあるのかと思いますが、いろんな人から人伝いに行って集まってきたので、誰がどのようにして集めたかもちょっと分からないところもありますので、そこまでは、それに対してはないですね。

○矢口龍人委員長

ですから、非常に重要な署名であるし、本当に市を二分してやるような話ですので、非常に重要な署名だったと思います。そういった中で、やはり不正行為が行われていたということがあったとすれば、なおさらこれは大きな問題であって、それを本当にこれから、今後は、是正していかなきゃならないということで、この百条委員会が立ち上がっているんであって。ですから、とにかく先ほども言われたように、緊急質問の中でああいうやり取りがあって、それを否定するんであれば、法的手段でも何でも取るべきであるし、弁護士さんがいるわけでしょうから、その方とそういう相談はしていないんですか。

○久松公生証人

しています。

○矢口龍人委員長

どういうふうなことを今後なさるんですか。

○久松公生証人

この委員会といいますか、これはもうちょっと動向を見て、相談はして、常に相談はしているんですが、弁護士さんのアドバイスを待っているところです。

○矢口龍人委員長

ですから、弁護士さんはアドバイスしてくれないんですか。要するに、最初は令和5年6月の議会で始まったことですから。それからもう半年以上たっていますよね。粛々と百条委員会は進んできました。そういった中で、やはり一番重要な出だしのポイントが間違っているんであれば、早くやってもらいたいんですよ。じゃないと、今回で10回目だと思いますよ、たしかこの委員会も。160万円もの補正予算を

組んでやっているんですよ。うそだったら先やってくださいよ、告発でも何でもして。だって、全然おかしい話であれば、だって、間違っていないですよ、そういうふうなあれに出るのは。どうですか。

○久松公生証人

困ったときに相談している、山形弁護士ですが、こういうふうになってしまって、今こういう状態なんですとお話しして相談しました。ですが、百条委員会というのが設置された以上は、その中でやるべきことではなく、それが終わってから考えるべきだというふうな意見をいただいたので、当初に。ですので、今に至っています。

○矢口龍人委員長

久松議員は、いつでも、百条委員会に申入れできるんですよ。そういう立場でいるんですよ。おかしいよ、申入れすればいいんじゃないですか。それを、黙って見ていてやる、委員会の流れをずっと見ていてね、もう報告書を作る段階まで来ていますよ。今日の証人喚問で大体報告書をまとめようという考えでいるんですけれども。だから、そういう流れの中で、いつでも申入れして、ちょっとおかしいですよと、おかしくてもいいし、私が言いたいことあるんだということもぜひ申入れしていただければ、幾らでもチャンスはあるんですよ。あったんですよ。それをね、ちょっとおかしいなと思うんですけれども、その辺のお考えはどうなんですか。

○久松公生証人

先ほど1つ前に話したんですが、相談したときに弁護士さんが、今じゃないということだったので、もうそこを信じ切っていたので、そういうふうには思いませんでした。

○櫻井繁行副委員長

よろしいですか。

○矢口龍人委員長

はい。

○櫻井繁行副委員長

それでは、委員長職を戻します。

○佐藤文雄委員

ちょっと追加。鈴木更司委員の質問に、何名の方が署名運動を行いましたかとありましたよね。そのときに約100名ぐらいに声をかけたとおっしゃいました。そのうちの1人が、議員としては櫻井繁行議員なんですよ。この前、はっきりおっしゃいましたからね。ほかに議員として協力した方はいらっしゃいますか。

○久松公生証人

います。

○佐藤文雄委員

何人ですか、ここでは名前は言えませんか。

○久松公生証人

3人です。櫻井議員のほか3人です。

○佐藤文雄委員

4名ということですね、櫻井議員ほか3名ですから、4名ということですね。その4名の方についてはここで名前を明らかにすることはできないということですのでよろしいですか。

○久松公生証人

はい、それでいいと思います。

○鈴木更司委員

民生委員、児童委員の会議終了後に署名活動をされた委員の方がいらっしゃいます。このことが問題になりまして、辞職をされたということを他の委員さんから聞きました。ご存じでしょうか。

○久松公生証人

今、署名をした人の中に民生委員がいたということですか。ちょっと……

○矢口龍人委員長

もう一度お願いします。

○鈴木更司委員

民生委員、児童委員のたしか総会の終了後だったのでしょうか、その場で署名活動をされた委員の方がいらっしゃいます。それについて問題になったので、辞職をされたということなんですけれども、ご存じでしょうか。

○久松公生証人

それは分かりません。

○鈴木更司委員

ありがとうございます。

次の質問です。またこの方は、久松議員が尽力されている子ども食堂の代表をされていらっしゃるそうなんですけれども、そのような関係から署名運動への協力をお願いされたのでしょうか。

○久松公生証人

恐らく今、子ども食堂とかという話があったんですが、そういう関係で署名を説明というか、お話しさせていただいたものではありません。

○鈴木更司委員

ありがとうございます。

それじゃ最後ですね。非常勤の地方公務員に当たる民生委員、児童委員は、政治的活動が禁じられています。そのことについてはご存じだったのでしょうか。

○久松公生証人

自分が民生委員ではないので、そこまでの、自分では認識は特になかったですね。

○鈴木更司委員

ありがとうございました。

○矢口龍人委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、尋問につきましては、これで終了とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

久松公生証人には、非常に緊張されたかと思いますが、本日は長時間にわたりましてご証言をいただき、本当にありがとうございました。退出いただいて結構でございます。ご苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。 [午前11時14分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午前11時24分]

以上で本委員会として予定していた調査は終了となりますが、追加すべき調査等、ご意見がございま

したら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

ありませんね。

では、(2) 前回までの調査結果報告書(案)について、確認いただきます。

事務局から説明を求めます。

○議会事務局長(金子俊文君)

ご苦労さまでございます。

それでは、調査結果報告書(案)についてご説明させていただきます。

現在、委員長、また大川弁護士と協議中ではございますが、前回までの報告書の内容について、簡単にご説明させていただきます。

報告書1ページをお願いいたします。

1番、調査の趣旨としまして、令和5年5月23日付で複合交流施設整備を当初の計画通りに進めることを求める要望書が市長に提出されましたが、令和5年6月12日の令和5年かすみがうら市議会第2回定例会における佐藤文雄議員の緊急質問及び市長答弁の中で、当該要望書に付された署名者の一部からの問合せにより、自らの意思とは異なる署名が存在すること、さらにはこの署名活動への久松公生議員の関与が取り沙汰されたこと。このことについて、かすみがうら市議会として真実を明らかにすべく、同日中に地方自治法第100条第1項の権限が付与された本調査特別委員会の設置に関わる決議案が提出され、賛成多数で可決された。これにより100条調査権に基づく記録提出、証人尋問等の方法で調査を行ったというものでございます。

2番、特別委員会の設置でございますが、「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念の調査に関する決議が令和5年6月12日、第2回定例会において可決されたものでございます。

続いて、2ページから3ページにつきましてが委員会の開催状況でございます。

本日が第10回目の開催でございます。

報告書につきましては、本日の内容を追加し、調整し、次回お示ししたいと考えてございます。

続いて、4ページが執行機関として出席を求め、説明を求めた事項でございます。

第3回、第4回、第5回と、執行部の説明を求めた内容でございます。

続いて、5ページが証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項ということで、こちら代表の田代和正氏から証言を求めた事項でございます。

その下が参考人として出席を求めた者、意見を求めた事項で、2名を参考人として招致しましたが、狩野氏につきましては出席に至らなかったものでございます。

続いて、6ページが執行機関に提出を求めた内容でございます。

第2回、第3回、第5回において資料請求をしてございます。

7ページが、地方自治法第100条第1項で提出を求めた記録の内容でございます。

こちらいずれも署名簿の写し等の提出を請求したものでございます。

続いて、8ページから9ページで、調査の内容と結果について記載してございます。

10ページには結論を記載してございます。

こちらの内容につきましては、本日の内容を付け加えまして、変わるものでございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

11ページには、市百条委員会に要した経費等について記載をさせていただきます。

○矢口龍人委員長

それでは、ご意見、またはお気づきの点がありましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

9ページの③委員会第5回で市執行部より提出された署名簿記載の署名の写しと、それを委員会に提出することを承認する参考人自身の署名の写しと、その他自身の筆跡の提供及び筆跡鑑定に使用することについて承諾する。ということがありますけれども、これは、この前の参考人の方の会議録にも載っていますけれども、調査をお願いするという発言がありましたよね。そのことを指しているんですか。

○議会事務局長（金子俊文君）

そのとおりでございます。

○設楽健夫委員

この項目で、ちょっと待ってください、私も確かめます。

会議録の中の6ページの上段のほうに、筆跡鑑定、ぜひやっていただきたいと思います。という項目がありましたけれども、そのことを指しているということですね。

○議会事務局長（金子俊文君）

そのとおりでございます。

○櫻井繁行副委員長

報告書の5ページのところの参考人に出席を求めたもの、先ほど局長からの説明の中で、この狩野平左衛門岳也氏については出席に至らなかったというお話があったので、もちろんそのとおりなんですけど、理由までは省略でもいいと思うんですけど、事実関係として、報告書ですので、その文言をこの報告書には記載をしたほうがいいのかと思うんですけど、いかがですか。

○議会事務局長（金子俊文君）

すみません、10ページをお願いしたいと思います。

8番で、証言拒否等の中で、（1）にございますので、こちらのほうで詳細な内容について記載をしたいと考えてございます。

○来栖丈治委員

今、設楽委員がおっしゃったことに関連するんですけど、参考人としてここに来ていただいた方から、真相究明を求めるお話があったかと思います。実際、署名簿そのものはかすみがうら市にも存在するということだと思いますので、市長に申入れをして、筆跡鑑定はできない行為ではないのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○矢口龍人委員長

市に対して資料提出はもう何度も出していますけれども、回答は報告書にあるとおりですので、ただ、百条委員会には、要するに了解を得た人のものは提出するけれども、それ以外は了解を得ていないので、提出できませんというふうな内容だと思うんですけどもね。

あと、例えば署名簿に関しては、司法とかそういう場であれば、それはもう当然出すというふうな話でいるようなので、ですから、いずれにしても筆跡鑑定に対しても、百条委員会ではなかなか大変だと思うんですけど、はっきり言って。筆跡鑑定すること自体も、時間と金もかかるでしょうし。そういうところも委ねられればと思うんですけども。

○来栖丈治委員

参考人としてご協力いただいた方が、百条委員会の場で申し述べられたことですので、できれば、そ

の思いというようなものを、本市の中でのことなので、実現というか、了解を得た人のものしか出せないとは思いますが、その方はここで了解をしているものですから、その方の署名簿との間の誤差というか、そういうものだけでも確認できて、この委員会の目途であった久松議員の関与ということだと、偽造に関する関与ということが一つの目途だったと思うので、それが同じか違うかによって、何ていうかな、疑いが晴れる部分もあるのではないかなと私は考えますが、いかがでしょうか。

○矢口龍人委員長

私は参考人の筆跡は拝見していますし、そうすると、現代風な文字と申しますか、誰が書いたか特定することはほとんど不可能じゃないかなと思うんですよ。結局、例えば、いや、久松議員が書いたか書かないかというのは簡単ですよ、それは。でも、それはそういうことではないです。筆跡を見ても、要するに何か子ども子どもした字というか、ちょっと一般の人が書くような字じゃないんで、そういうのは該当しないと思いますので、鑑定するまでもないと思います。それは素人が見ても分かる内容ですから。

○来栖丈治委員

今はきっと署名簿を見ているような発言だったかと思うんですが、私どもが百条委員会をやってきたのは、久松議員が偽造に関わったかどうか、そういう疑義を、どうだったのかを調べることが一つの役割だったと思うので、私は見ていないので何も分かりませんが、筆跡が違うことで、一つは解決を見るのかなと私は考えて申し上げていますが、それでは駄目ということなんでしょうかね。

○設楽健夫委員

何の解決ですか。何の解決がよく分からない。

○来栖丈治委員

久松議員が偽造をしたというような体で百条委員会に結びついてきたと私は思っているんで、久松議員との筆跡が違うことを確認できれば、一つの目安にはなるのかなと私は考えているんですが、それでは百条委員会としての結論にはいけないのでしょうかね。

○矢口龍人委員長

申し上げますと、最初に来た緊急質問のときに出た方の署名も久松議員が書いていません。これも調べてあります、それは。筆跡が誰だかというのを。それで、今回のこの参考人の件も、これも久松議員が書いたんじゃないやありません、誰かが書いたんです。だから、要するに特定できないんですよ。ただ、要するに私は書いていないのに書かれたと、誰かに書かれたと、それが偽造なわけですよ。久松議員が書いたとか書かないとかじゃなくて、同意していないのに、要するに、そこに自分の名前があったということに対しての疑義なわけですよ。ですから、特定しているわけじゃないんですよ。特定はできていないです。

○櫻井繁行副委員長

今日が10回目の百条委員会で、先ほど委員長、すごく重要な発言があったと思うんですよ。筆跡は確認していて、2回、筆跡確認したけれども、参考人で来ていただいた方の筆跡も、その前の方も、久松公生議員の筆跡ではないというお話がありましたけれども、やはりそういう話をもっと早くこの場ですべきだったと思うんですよ。それを隠す必要があったのかなと。何か非常に運営の仕方が、ここまで来て、半年近くやってきましたけれども、何か非常に進め方に、最後に違和感を感じてしまったというのがあるので。今日、委員長が、僕も今日初めて見ましたけれども、参考人で来ていただいた方の筆跡もあるので、ぜひ今日の百条委員会のメンバーには委員長から閲覧を、もしよかったですらさせてもらって、その筆跡、久松公生議員のものとは、ここで見ても明らかに違うような僕も認識を受けたので、

せめてそれだけでも共有の認識をしておいたほうがいいのではないかと思います、委員長、いかがでしょうか。

○矢口龍人委員長

結構です。ただ、住所が入っているんで、別に悪いことに使うことはないとは思いますが。ここだけということで。

それで、承諾書と署名簿があるんで、これを突き合わせればすぐ分かるんですよ、本人かどうかというのは。これ、ガルーンであれしてもらって。

[「いやここだけのほうがいいよ、ここの回覧だけでいいよ」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

回覧でいいかな。

[「会議録が残っちゃうから、他の人に」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

残っても別にあれだと思っただけけれども、ただ、名前が出ないように、住所が出ないようにというのは、いろんなあれがあるとしようがないんでということで、一応伏せさせてもらったんで。

○佐藤文雄委員

今回の、私の緊急質問に対して、あなたが書いたようにしてくれと言ったと。そうしたら、それについてはそういう事実はないというふうにはっきり今日言ったわけですよ。それで、法的手段も考えたいということまで踏み込んでいるわけだから、筆跡鑑定そのものは、やはり全部を出してもらわないと、これ一部分だけでは解決できないと思うんです。

いずれにしても、今回覧しているやつについても、部分的なものですから、これは誰が書いたかというのは、全然特定できないと思うんですよ。ですから、報告書の中に、参考人になった方の問題については、久松議員が署名をしていなかったということは必要ないと思います。

○櫻井繁行副委員長

今日、委員長から承諾をいただいて、今まで伏せておかれた方々のここだけ、14名の委員の皆さんで筆跡を見ることができました。それ以上の追及はできませんけれども、今日一つ分かったこととすれば、先ほど証人喚問で来た確認事項記入票、久松公生の筆跡とは全員明らかに違くと、それは今日一つ事実としてできたことだと思うんです。まずこの筆跡に関しては、それだけは会議録に残しておく必要があると思うので、発言をさせていただきました。

○矢口龍人委員長

それでは、本日用われました証人喚問及び委員各位のご意見等も踏まえ、次回は改めて最終となる調査結果報告書（案）を確認いただきたいと思います。

○設楽健夫委員

今、櫻井副委員長からありましたけれども、久松議員が書いたものではないと。しかしながら、偽造されたものであることは間違いないと。このことはしっかり確認しておかないといけない。

○矢口龍人委員長

以上で本日の日程は全て終了いたしました、そのほか委員の皆様から何かございましたら。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、ないようですので、以上で「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松

公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会を散会いたします。

ここで委員各位に申し上げます。

次回の委員会は、令和6年3月14日木曜日午前10時を予定しております。詳細は各委員に追ってご連絡しますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。ご苦労さまでした。

散 会 午前11時51分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する
疑念に関する調査特別委員会

委員長 矢 口 龍 人